

① 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書 (号該当)

御注意

1 法人が取得した賃貸資産たる土地等について租税特別措置法関係通達(法人税編)65の7(2)-1(イ)(イ)若しくは(ロ)に掲げる場合又は連結法人が取得した賃貸資産たる土地等について租税特別措置法関係通達(連結納税編)の78(2)-1(イ)(イ)若しくは(ロ)に掲げる場合には、それぞれ次のとおりです。
① 「15」欄はその建物、構築物等の事業供用予定期年月日を、「16」欄は当該建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日を、それぞれ記載します。
② 「その他の参考となる事項」欄は、その建物、構築物等の建設工事の完了予定期から遅延する場合に、その理由などを記載します。

2 1の場合には、その建物、構築物等を実際に事業の用に供した日の属する事業年度までの各事業年度の確定申告書又は同日の属する連結事業年度までの各連結事業年度の確定申告書に、本別表を添付してください。

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1						譲渡の日を含む度数
	同上の資産の取得年月日	2	昭平	昭平	昭平	昭平	昭平	事業事連
	譲渡した資産の所在地	3						度
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	事業年
	譲渡年月日	5	平年	平年	平年	平年		度
	対価の額	6	円	円	円	円	円	度
	譲渡直前の帳簿価額	7						
	譲渡に要した経費の額	8						
	計 (7) + (8)	9						
	差益割合	10						
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11						
	取得した買換資産の所在地	12						
	取得年月日	13	昭平	昭平	昭平	昭平	昭平	度
	買換資産の取得価額	14	円	円	円	円	円	度
	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15	平年	平年	平年	平年	平年	度
	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16	平年	平年	平年	平年	平年	度
	(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17	平年	平年	平年	平年	平年	度
	取得した土地等の面積	18	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	度
	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19						
	取得価額 (14) × $\frac{(18) - (19)}{(18)}$	20	円	円	円	円	円	度
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21						
	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22						
	圧縮基礎取得価額 (14)又は(20)と(22)のうち少ない金額)	23						
	買に取換取る得資得場価額が前の前圧縮期も縮以前で確	24	前期末の取得価額					
	前期末の帳簿価額	25						
	圧縮基礎取得価額 (23) × $\frac{(25)}{(24)}$	26						
	圧縮限度額 (23)又は(26) × (10) × $\frac{80, 70\text{又は}75}{100}$	27						
	圧縮限度超過額 (21) - (27)	28						
対価の額の残額の計算	対価の額の合計額 (6の計)	29	円	特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額		36	円
	同上のうち譲渡日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	30			31)のうち買換資産の取得に充てようとする金額		37	
	特別勘定の対象となり得る金額 (29) - (30)	31			繰入限度額 (37) × (10) × $\frac{80, 70\text{又は}75}{100}$		38	
	特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額 (36)と(38)のうち少ない金額) ÷ $\frac{80, 70\text{又は}75}{100} \div (10)$	32			繰入限度超過額 (36) - (38)		39	
	同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	33			当月初の特別勘定の金額 (36) - (39)		40	
	当期中ににおいて買換資産の取得に充てた金額	34			同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額		41	
	翌期繰越額の計算	35			当期中に益金の額に算入すべき金額		42	
	翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (32) - (33) - (34)	36			期末特別勘定残額 (40) - (41) - (42)		43	

別表十三（五）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が措置法第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成29年改正法附則第69条第9項若しくは第11項（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年旧措置法第65条の7から第65条の9まで、平成27年改正前の措置法（以下「平成27年旧措置法」といいます。）第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成26年改正前の措置法（以下「平成26年旧措置法」といいます。）第65条の7から第65条の9まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成26年改正法附則第90条第8項（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年旧措置法第65条の7から第65条の9まで、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第19条から第21条まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは平成28年改正前の震災特例法（以下「平成28年旧震災特例法」といいます。）第19条から第21条まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成29年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成29年改正法附則第84条第9項若しくは第11項（連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年旧措置法第68条の78から第68条の80まで、平成27年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成26年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成26年改正法附則第122条第8項（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年旧措置法第68条の78から第68条の80まで、震災特例法第27条から第29条まで（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは平成28年旧震災特例法第27条から第29条まで（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この場合には、措置法規則第22条の7第3項から第5項

買換資産とならない土地等の面積の明細書

前 期 ま で に 取 得 し た 買 換 資 産 で あ る 土 地 等 の 面 積 (イ)	平 方 メ ー ト ル	譲 渡 し た 土 地 等 の 面 積 (ハ)	平 方 メ ー ト ル
		同 上 の 5 倍 又 は 10 倍 相 当 の 面 積 (ハ) × 5 又 は 10 (ニ)	
当 期 お い て 取 得 し た 土 地 等 の 面 積 (ロ)		買 換 資 産 と な ら な い 土 地 等 の 面 積 (イ) + (ロ) - (ニ)	

6 「買換資産の取得のため（6の計）又は（6の計）のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額22」には、買換資産が2以上ある場合は、いずれの資産からまず充てるかは法人の任意により、譲渡資産の対価の額を順次各資産の取得価額（買換資産が土地等である場合には「20」の金額、買換資産が土地等以外のものである場合には「14」の金額）相当額に達するまで配分して記載します。

7 「圧縮限度額 27」、「特別勘定の金額の計算の基礎となつた買換資産の取得に充てようとする金額 32」及び「繰入限度額 38」の各欄は、次によります。

(1) その適用を受ける法人が譲渡をした措置法第65条の7第1項の表の7号の上欄又は同法第68条の78第1項の表の7号の上欄に掲げる資産が同法第65条の7第14項に規定する集中地域（以下「集中地域」といいます。）以外の地域内にある資産に該当する場合において、その法人が取得をした又は取得する見込みであるこれらの号の下欄に掲げる資産（これらの号の下欄の車両及び運搬具を除きます。以下「買換資産」といいます。）が同項第1号に掲げる地域内にある資産に該当するときは「80、」及び「又は75」を消し、買換資産が集中地域（同号に掲げる地域を除く。）内にある資産に該当するときは「80、70又は」を消し、その他の場合（(2)の場合を除く。）には、「70又は75」を消します。

(2) 震災特例法第19条から第21条までの規定の適用を受ける場合又は震災特例法第27条から第29条までの規定の適用を受ける場合には、「80、70又は75」とあるのは、「100」と

まで又は第22条の69第3項から第5項までに定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。

また、買換資産の全部又は一部を翌期以後に取得する見込みであるため特別勘定を設けたときは、当期において措置法規則第22条の7第10項若しくは第22条の69第10項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第7条第7項若しくは第10条第7項に定める事項を記載した書類を添付するとともに、当期及びその特別勘定の残額がないこととなるまでの各事業年度又は各連結事業年度において「特別勘定を設けた場合」の各欄その他所要の欄を記載する必要があります。

2 この明細書は、措置法第65条の7第1項若しくは第68条の78第1項の表（以下「表」といいます。）又は震災特例法第19条第1項若しくは第27条第1項の表（以下「震災表」といいます。）の各号の区分及び差益割合の計算区分（以下「適用区分」といいます。）の異なるごとに用紙を改めて記載します。

この場合、表又は震災表の各号のうち、その該当する号を欄外の「（号該当）」に記載してください。

また、連結法人については、適用を受ける連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 「譲渡資産の明細」の各欄は、当期中の譲渡資産又は交換譲渡資産の内訳等を記載する欄ですから、当期中に譲渡をした一の適用区分に属するすべての資産を記載します。

4 「差益割合10」は、その事業年度又は連結事業年度において譲渡した資産で表又は震災表の上欄に掲げる資産に該当するものにつき、次の算式で計算した割合を記載します。

$$\text{譲渡対価の額} - \frac{\left(\begin{array}{l} \text{譲渡直前の} \\ \text{帳簿価額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{譲渡に要し} \\ \text{た経費の額} \end{array} \right)}{\text{譲渡対価の額}}$$

5 「買換資産が土地等である場合の取得価額等」の「同上のうち買換えの特例の対象とならない面積19」には、買換資産のうちに土地等がある場合に、適用区分ごとに計算したその土地等の面積が、譲渡した土地等の面積の5倍（特定の農業用の土地については10倍）相当の面積を超えるときに、その超える部分の面積を記載します。

なお、その明細は、次の書式により別紙に記載して添付してください。

して記載します。

8 「同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額30」には、譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において対価の額の一部をもって買換資産を取得している場合に、その事業年度又は連結事業年度分のこの明細書の「22」の「計」欄の金額を移記します。

9 「同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額33」には、同じ譲渡年度分についての前期分の同一の適用区分に係るこの明細書の「33」と「34」との金額の合計額を記載します。

10 「当期中において買換資産の取得に充てた金額34」には、当期中の買換資産の取得に必要な金額（譲渡年度の翌期以後において同じ譲渡年度分についての前期分の同一の適用区分に係るこの明細書の「翌期へ繰り越す対価の額の合計額35」を超えるときはその合計額となります。）を記載します。

この場合に、買換資産の取得価額が前期の「翌期へ繰り越す対価の額の合計額35」の金額を超えるときは、上欄の「22」の各欄にその金額を順次各資産の取得価額相当額に達するまで配分し、その残額が取得価額に満たないこととなった資産については、その残額を記載します。

11 措置法第65条の8第2項若しくは震災特例法第20条第2項又は措置法第68条の79第3項若しくは震災特例法第28条第3項の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額36」には、これらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。